

## 橋本周辺広域市町村圏組合複写料規程

平成 18 年 6 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成 30 年 3 月 8 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、橋本周辺広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に備付けの複写機の複写料金について定めることを目的とする。

(料金)

第 2 条 複写料金は、用紙の種類にかかわらず、1 面 15 円とする。

(納入の通知方法)

第 3 条 納入の通知方法は、掲示による通知とする。

(領収書の発行)

第 4 条 納入義務者より複写料金の納付があった場合は、組合所定の領収書を納入義務者に発行する。

(現金納付)

第 5 条 納入義務者から納入のあった現金は、速やかに出納金融機関に納入しなければならない。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別途定める。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。